

13. 「月極駐車場」への充電設備設置事業の 説明と提出書類

事業名	マンション、月極駐車場及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電) (注1)	
事業内容	月極駐車場(注2)における基礎充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	1 / 2 以内
	設置工事費	定額 (1 / 1 以内) または 1 / 2 以内

注1：「基礎充電」とは、電気自動車等の所有者の自宅や事業所、勤務先など、車両の保管場所で行う充電をいう。

注2：「月極駐車場」とは、1か月単位以上で賃貸契約を行う駐車場をいう。

13-1. 「月極駐車場への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(3)を満たすことが必要です。また入替設置については(1)～(4)を全て満たすことが必要です。

- (1) 充電設備の利用は、月極駐車場の契約者であること。
- (2) 月極駐車場の賃貸借契約書を提出できること。
- (3) 月極駐車場の所有者が使用することを目的とした申請ではないこと。
- (4) 入替設置については、既設充電設備を設置してから5年以上が経過していること。

※補助対象となっているすべての充電設備が選択可能です。

1 3 - 2. 特有の提出書類および申告内容

月極駐車場への充電設備設置事業に交付申請する場合は、以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請に必要な書類】

- 1 3-3 : 月極駐車場の賃貸借契約書
- 1 3-4 : 「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

- 1 3-5 : 設置する施設等の説明

1 3 - 3. 月極駐車場の賃貸借契約書

月極駐車場の賃貸借契約書をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《1 か月単位以上の契約》

- ・ 1 か月単位以上の契約（月額賃料等）であることの記載

13-4. 「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

「入替設置」にて申請する場合、既設充電設備が設置後、5年以上が経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等^(注1)）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・発行者（充電設備メーカー名等）の記載

《充電設備メーカー名》

- ・充電設備メーカー名の記載

《充電設備の型式》

- ・充電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・保証開始日の日付の記載

注1：充電設備メーカーにより設置当時に保証書が発行されていない場合があります。

その場合は、上記の必須項目が記載されている設置当時の書類を提出してください。

13-5. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

- ・施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《駐車場の収容台数》

- ・施設の駐車場の収容台数

《利用者の選択》

- ・1区画の契約者のみが利用可能または駐車場の契約者であれば誰でも利用可能かを選択